

平成 31 年 3 月 8 日

下水道管路管理総合技士 各位

公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長

公印省略

## 下水道管路管理総合技士の登録の更新方法の変更について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます

さて、下水道管路管理総合技士の登録更新は、毎年 11 月に開催する「下水道管路管理セミナーおよび下水道管路管理技術発表会」の聴講をお願いすることにより行ってまいりました。この場合、聴講できる機会が東京開催の 1 回に限られ、講習受講のための日程調整などの御負担をおかけすることとなっていました。このたび、このような現状を改善するため下記のとおり登録の更新方法を変更することとしたので御案内致します。

詳細につきましては、当協会ホームページを御確認下さるようお願い申し上げます。

また、2019 年度末に登録有効期限を満了される方（登録更新対象者）には、別途 6 月から 7 月を目処に登録更新の御案内をしますが、別紙のとおり登録更新手続きが変更になりますので御注意下さるようお願い申し上げます。

### 記

#### （登録の更新方法）

登録有効期限満了日の前年 7 月から 12 月の期間に指定した講習を 1 回受講し、聴講した演題に関する報告書を提出することで登録を更新します<sup>1</sup>。

#### （変更点）

登録更新に聴講する講演会等<sup>1</sup>は当協会が複数指定したのから選択できます。

講演会等は東京以外の開催のものも含まれ最寄りの会場で聴講できる場合があります  
聴講した演題に関する報告書<sup>2</sup>の提出が必要になります。

- 1) 詳細は、当協会ホームページ又は別途登録更新対象者あての案内を御覧下さい。
- 2) 報告書は、受講した講演会の中から演題を 1 つ選び、その内容について興味を持った点、業務等への活用・影響についての考えを指定の様式（A4 用紙 1 ページ）にまとめたものとし（報告書の様式は当協会ホームページからダウンロードできます）。

## 別紙

### 下水道管路管理総合技士登録更新手続きの流れ

